

# 日本 PTA の原理・研究ノート (II)

—発足当時の PTA 論の多様な展開

杉村房彦

(1985年10月8日 受理)

Study of the Principles of P.T.A. in Nippon (Japan) (II)

—On Various Opinions of the Role or Function of P.T.A. in the Beginnings

Fusahiko SUGIMURA

## 目次

- 序 昭和40年代以後の PTA 論多様化の経緯と PTA 研究の課題  
 対象の限定—PTA 研究の対象としての「PTA」とは  
 PTA 論の多様化—「生涯教育論」「コミュニティ論」との結合から PTA 無用論へ  
 PTA 論混乱の原因—無理な所管行政決定の“後遺症”・PTA 実践と研究の  
 “貧困の悪循環”  
 教育行政の PTA 観—「私費負担解消」措置と「教化の方法としての PTA」観  
 昭和40年代以後—PTA 論の二極分解・収斂の過程へ
- I 発足時に期待されていた PTA の役割・機能  
 「発足当時の PTA」研究の前提—「発足当時」とはいつまでか・だれが PTA に期待したのか  
 PTA 行政史（発足当時）の素描—CIE, 文部省および地方軍政部  
 連合国 (CIE) の PTA 観の後退—『父母と先生の会—教育民主化の手引—』の PTA 観  
 「親の教育権行使の方法としての PTA」の復活—極東委員会指令の PTA 観  
 極東委員会指令から PTA 第1次参考規約への発展—文部省の PTA 観の確立過程  
 (以上, 第36巻)
- II 発足当時の多様な PTA 論—民間出版物における PTA の役割・機能論
- (1) PTA 論 (著書, 雑誌その他の論稿) の数的概況
  - (2) PTA の役割・機能論の多様な展開・その1—著書について  
 学校教育への親の「参加」を肯定する論  
 「理解」と「協力」に限定する論  
 PTA 社会教育関係団体論—“三位一体”論的分業論
  - (3) PTA の役割・機能論の多様な展開・その2—雑誌・その他の論稿について  
 「親の教育権」論と教育原理論, 二つのアプローチの統合へ  
 親批判—「両親教育」の強調から「進歩的な分子」組織論まで  
 教育委員会 (制度) にたいする PTA (運動) の役割  
 PTA 以外の教育運動論の展開
  - (4) なぜ PTA 論は多様化したか—その原因と条件  
 PTA 論の5類型  
 「親の教育権」研究および教育原理研究の遅滞と「国民の教育権」論の高揚

## Ⅱ 発足当時の多様な PTA 論——民間出版物における PTA の役割・機能論

### (1) PTA 論 (著書, 雑誌その他の論稿) の数的概況

「民論に依って下から力が盛り上る」のを待たずに PTA は発足したが、事後に「民論」は起こり、力が盛り上がることになる。PTA の主体が親と教師であるとされるかぎり、それは当然の成りゆきであろう。PTA 行政の客体 (対象) として捕捉され会員にさせられた親と教師が、やがて PTA の主体としての自覚を高め、PTA の目的や役割・機能についてあらためて考えるようになったのは、一般に「発足当時」(昭和21年~24,5年ごろ) を過ぎて後のことであったが<sup>2)</sup>、その「考える」過程を準備し支えたのが、行政の PTA 論——それは数多の行政出版物だけでなく、各種の実際の指導にも表われていた——を敷衍し、補足しあるいは批判した「民」の側からの多様な PTA 論であった。

ところで「民」の側の PTA 論が、すでに事実として存在する PTA をフォローして展開されたのであれば、著書や雑誌論稿としての公刊・発表が、PTA の発足に遅れるのは当然であろう。PTA を論じた著書が出版されたのはようやく昭和23年のことである。水江ヤチヨの「PTA 関係単行本文献」リストに若干補足して<sup>2)</sup>、発足当時の「民」の側からの著書をリスト・アップすると、以下のようなになる。

#### <昭和23年>

安藤堯雄・山室たみ・小林鶴蔵『P.T.A の理論と実際』(明治図書 6月20日刊)

文部省内 PTA 研究会・時事通信社『PTA 読本』(時事通信社 9月5日刊)

相澤 熙『P.T.A の知識と運営』(講談社 9月30日刊)

金子孫市『PTA 研究』(金子書房 11月30日刊)

佐藤堅一『学校・学級 P.T.A 運営の実際』(牧書店 12月18日刊)

日本教育協会『アメリカの父母教師会』(国民教育社 ? )

#### <昭和24年>

向山嘉章『P.T.A の実践記録』(西荻書店 2月20日)

日本放送協会『ラジオ PTA の時間——PTA の基本的知識——』(万有社 4月15日刊)

小和田武紀・山室民子・駒田錦一『PTA の理論と運営』(童友書房 5月10日刊)

土屋潤身『PTA の在り方』(新制教育研究会 12月10日刊)

東京教育大学教育学研究室『正しい PTA のあり方』(日本図書文化協会 ? )

#### <昭和25年>

宮原誠一『社会教育』(光文社 7月25日刊) の「第六章 PTA」(金田智成執筆)

金子孫市『PTA の組織と運営』(金子書房 ? )

雑誌の PTA 関係論稿も松本伸夫の「PTA 関係雑誌論文(抄)」<sup>3)</sup>リストによれば、昭和21年、22年に各1篇で、やはり昭和23年からその数は急増<sup>4)</sup>し同年に5篇、24年、25年も各5篇となっている。もっとも、松本自身が「抄」とことわっているように、リスト・アップされているものは発表された論稿のごく一部であり、実際にははるかに多かった。当時すでに PTA 専門の月刊誌として、『P.T.A.』（日本児童文化協会、昭和22年7月創刊の『児童』を翌23年4月にこの誌名に変更<sup>5)</sup>）、『日本 P.T.A.』（日本母性文化協会、同協会の『P.T.A.』を昭和23年9月にこの誌名に変更）、『PTA 教室』（静岡図書、昭和24年2月創刊）、『P.T.A 教室』（札幌・北方民生協会、昭和25年4月創刊）等が発行されており<sup>6)</sup>、また『教育と社会』、『社会と学校』、『社会教育』（昭和25年2月創刊）等の全国誌や、『教育じほう』（東京都、昭和23年2月創刊の『教育時報』を翌年1月にこの誌名に変更）、『教育展望』（京都府）、『SAITAMA P.T.A 資料』（埼玉県）等の地域誌で、PTA が論じられていたからである。

昭和25年までに発表された雑誌その他の論稿<sup>7)</sup>のうち、PTA の実態や活動の報告あるいは会員の意見、さらに行政当局による PTA 調査や解説資料などを除き、親・国民の学校教育への関与あるいは PTA の目的、役割・機能について、一定の見解（論）を展開しているもののみをリスト・アップしても、以下のようなになる。

#### <昭和21年>

宗像誠也「教権独立論を繞って」（朝日新聞 7.29付）

#### <昭和22年>

宗像誠也「教育は誰がきめる」（『婦人公論』3月）

岩間正男「児童を愛するがゆえに」（『婦人公論』3月）

「子供の教育・学校・家庭を語る座談会」（『児童』7月）

北澤新次郎「教育の民主化と P.T.A の役割」（朝日新聞 9.1付）

吉田瑞穂「教師より母親へ」（『児童』9月）

朝日新聞社説「両親と教師の協力」（朝日新聞 10.23付）

「座談会 P.T.A をいかに進めるか」（『児童』10月）

鈴木朝英「社会科への関心」（『教育と社会』11月）

天野光行「社会科のもつ問題」（『教育と社会』11月）

金子孫市「地域社会の一機能としての PTA」（『社会と学校』12月）

#### <昭和23年>

入江道雄「教育復興の課題」（『教育と社会』3月）

周郷 博「PTA に望む」（児文版『P.T.A.』4月）

黒岩武道「教員組合の希望」（児文版『P.T.A.』4月）

城戸幡太郎「社会教育における自由と批判」（『教育と社会』6月）

- 宮原誠一「P.T.A 組織論」(児文版『P.T.A』6,7月合併)  
 澤田忠治「新教育の実践と PTA」(『社会と学校』8月)  
 周郷 博「いかなる PTA を」(児文版『P.T.A』8月)  
 阪本越郎「P.T.A と後援会」(児文版『P.T.A』8月)  
 無署名「PTA の目的」(日母版『P.T.A』8月)  
 宮原誠一「教育委員会と P.T.A」(児文版『P.T.A』9月)  
 周郷 博「P.T.A 運営試論」(児文版『P.T.A』10月)  
 関口 泰「教育委員選挙を回顧して」(児文版『P.T.A』12月)

<昭和24年>

- 古川 原「P.T.A の問題」(児文版『P.T.A』1月)  
 「誌上討論 新教育と P.T.A (座談会)」(児文版『P.T.A』1月)  
 宮原誠一「日本の P.T.A は今後どうあるべきか」(『新しい教室』2月)  
 金子孫市「京都 PTA 解組の真相とその批判」(児文版『P.T.A』2月)  
 矢川徳光「『学校ソヴェト』にちなんで」(『教育と社会』7月)  
 徳永あさ「P.T.A と教育委員会」(『文部時報』11月)  
 北澤新次郎「P.T.A と社会教育」(『教育と社会』11月)

<昭和25年>

- 市川達男「新教育の批判」(『社会と学校』1月)  
 無署名「教育委員会制度に関する批判」(『教育委員会月報』3月)  
 小和田武紀「PTA 運動」(『社会教育』4月)  
 宮澤 睦「『社会教育』私の考え方」(『社会教育』6月)  
 無署名「P.T.A と教育委員会」(北方民生協会版『P.T.A 教室』11月)  
 二宮徳馬「P.T.A と家庭教育」(『社会教育』12月)

では、以上の著書および雑誌その他の論稿は、どのような PTA 論を展開していたのか。学校教育にたいする親の教育権行使と PTA との関係に論点をしばって、まず著書から概観しよう。

(2) PTA の役割・機能論の多様な展開・その1 — 著書について

学校教育への親の「参加」を肯定する論

もっとも早く公刊された「民」の側からの著書は、安藤堯雄(東京文理科大学講師)・山室たみ(文部省視学官)<sup>8)</sup>・小林鶴蔵(小学校校長)共著の『P.T.A の理論と実際』(明治図書 昭和23年6月20日)である。同書は「編集の辞」で、

教育民主化のためのこの会は、今までのように、教育は学校だけにまかしておけばよいということではなしに、また先生としては、両親の意見を常にきいて、家庭と学校と、同じ立場に立って、お互に協力して、学校

をよくしてゆくようにすることが望ましいことである。また教育は学校だけではなくて、家庭をふくめた社会のなかで行われるもので、学校外での生活が、子供の教育にとって大切のように考えられる。両親と教師の会ではこの学校外の子供の生活に、とくに関心を持つことが望ましいと思う。(p.1, 下線は杉村)

と述べている。「編集の辞」は一般に、共著者それぞれの見解のいわば最大公約数といってよいものであろう。明らかに著者たちは PTA の役割・機能を、学校教育にたいするものに限定してはいない。学校以外の子どもの生活場面にも PTA はかかわるべきだとしている。しかし、下線部分から推測——たとえば「また」という接続詞はその前を主とし、後を付加的に位置づける——すれば、PTA の役割・機能を学校教育にたいするものに強く傾斜させて理解していたのではないかと考えられる。PTA の任務は第一に学校教育の民主化にある、そのために親は学校教育に参加し、親と教師が同じ立場で協力する、そのための組織が PTA だ、と著者たちは考えていたのではないか。

同書のいわば原理篇<sup>9)</sup>を執筆した安藤はこの点についていっそう明瞭に、「PTA も教育の民主化を目的としてつくられたものであります。教育の民主化とは、教育を特別の教師にだけ委せておくのではなくて、凡ての人々の協力によって最もよい教育を行うようにすることでありす。」(p.13, 傍点は杉村)と述べている。PTA「も」と表現したのは、この文に続けて「教育の民主化のためにもう一つの会がつくられることになっているのであります。それが、地方教育委員会というものです。」(p.13)と述べているからである。「教育の民主化」を学校教育の現場への親の参加と教育行政への親(住民)参加という二つのルートで理解し、その組織として前者については PTA を、後者については公選制教育委員会を位置づけていたのではなかったか。

もちろん、学校教育の現場への参加を無限定に主張しているわけではない。参加の範囲については、「P.T.A は教育行政の方まで手を延してはならないのであります。(略)ともすれば、人事問題、教師の任免についても発言したりするようになることがありますから、充分注意することが必要であると思います。」(p.16)と限定し、参加の方法についても「両親と教師との話し合いによって進められるものであって、多数決などによって決定せられるものであてはならないのであります。」(p.16)と限定している<sup>10)</sup>。しかし、限定はそこまでであった。参加の方法の限定(「話し合い」)が厳守されるなら、「教育の目標、教育のやり方に対して、意見、希望をのべることは結構でありますし、更に自ら、教育を行うものであります。」(p.16)と述べているように、教育の内的事項も、安藤にとっては当然、PTA を通して親が参加できる範囲にふくまれるべきものであった。

ところで安藤の見解で注目すべきは「更に自ら、教育を行うものであります」という指摘である。もしそれが端的に言えば、〈すでにそこにある教育のあれこれに注文をつける(「意見、希望をのべる」)より、注文をつけないですむような教育を、教師と協力してつくりなさい〉の謂であれば<sup>11)</sup>、親の「教育創造権」<sup>12)</sup>の行使という積極的な参加を主張していることになるからである。注文をつける行為は一般に親の参加を得ないでつくられた教育にたいして、事後的に修正を迫るものであり、したがって「教育創造権」にくらべて消極的な参加といわなければならない。

山室も安藤と同様、PTA が「行きすぎて学校管理や先生の人事問題にまで立入ることは呉々も慎

まねばなりません。」(p. 120) と参加の範囲を限定し、方法についても「父母たるものは先生と常に会合もし、打合せもして(学校と家庭の両者の教育の)一致と、調和を計る」(p. 64, 挿入は杉村) べきであるとしている。しかし、山室は安藤よりさらに積極的、具体的である。たとえば「米国の P.T.A で成功し、我が国でも、始めることが出来るかと思われる委員会の活動」として「カリキュラム研究」をあげ、次のように述べている。

教科課程には立入ってよいものかどうかは問題になります。/カリキュラムのことは専門家に属し、素人では仲々やれるものではありません。又その決定や実行のことは、教育委員会等がすることになります。それだからと言って、P.T.A がこれに無関心であってよい筈はありません。教科課程等に就き、P.T.A が研究、討議し、批判し、或は提案し、その改善に資することは可能でもあり、為さるべきことでもあります。(p. 88-89)

「立入ってよいものかどうかは問題になります」と躊躇しながらも、カリキュラム編成への親の参加を、「研究」の域をこえ「批判」からさらに「提案」のレベルにまで高め、しかも「為さるべきこと」と積極的に位置づけている。もっとも、「提案」にとどまりその採否(「決定や実行」)を親(PTA)は決めえないとしている。しかし、親と教師は「常に会合もし、打合せもして、一致と、調和を計る」という方法がここでも遵守されているなら、もし「提案」が「提案」としてまとまるとすれば、それはとりもなおさず親と教師(学校)の合意(「一致と調和」)が成立したということであるはずである。したがって「提案」はそれがまとまった時点で教師(学校)に採択されたことを意味し、したがってまた親は事実上「決定」に参加したことになる。山室は「非強制的受容の過程」<sup>13)</sup>を介して親参加の範囲と程度を、カリキュラムの決定にまで広げ・高めていたといえよう。

安藤は PTA は学校の教育行政に関与してはならないといい、山室は学校管理に立ち入ることは行きすぎであるとしているが、小林は「学校の経営に児童や父兄を参加させることも一つの重要なことである。」(p. 128) と述べている。小林が親参加の範囲をそこまで広げた背景にどのような考えがあったのか。小林が校長をつとめていた神奈川師範女子部附属城郷小学校は、学校経営の基本方針に「学校、家庭、社会を含めての環境の教育的計画化」をかかげていたが、その方針を必要ならしめた理由として小林は、戦争により荒廃した校舎の整備、学校と家庭の緊密化、青少年の不良化防止、そして「教育の民主化」の四つの必要をあげ、第4の「教育の民主化」について次のように説明している。

教育基本法の冒頭に、われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は根本において教育の力にまつべきものである。と述べている。(略) そのためには、教育の実際において民主主義をいかに実現すべきかということ、つまり教育そのものにおける民主主義のあり方こそ、教育者にとって最も関係の深い問題である。/これについては基本的な、いくつかのものがあげられるであらう。即ち教育制度を民主化すること、(略)教育の内容に民主主義を取り入れること、(略)教師自身が民主的な修養をつむこと、(略)/最後に自主的、協同的な生活及び学習を訓練すること、これにも、種々な部面があるが、学校の経営に児童や父兄を参加させることも一つの重要なことである。

従来の、母の会とか、後援会とかは、教師或は学校が主となり、単にその要求に応ずるものとして存したのであった。学校のことは教師が独自にやる、部外から、とやかく言う必要はない。聴く必要もない。部外のは学校のやることに従っていればよいのである。これが学校の自主的経営であるとか、權威の生ずるところであると考えるのは、あまりに独善的、非民主的である。(略) 又父兄にしても、唯学校に委せっきり、学校のやることに盲従しているようでは、子供の教育も、学校も決して良くなるものではない。こうした考えから、教師と父兄とが、同等の立場において相談し、お互ひに切磋琢磨して、子供をよくし、家庭をよくし、学校をよくして行くようにしたい。さうしたことの出来る組織をつくりたいと考えた。これが環境の教育的計画化を考えた第四の理由である。(p.127-130)

そしてすぐに続けて

以上、本校が教育活動の重点の一つとして、環境の教育的計画化をとりあげた理由を③から⑥まであげた。こうした理由から環境を教育的に整備し、計画し、組織化しなければならない方面は多々あるが、その最も基盤となり、根幹となるものは、教育協同体の形成である。更にまた教育協同体の主流となるものは P.T.A であると考えた。こうした見地から本校の P.T.A は出発したのである。(p.130)

と述べている。小林の考えでは、学校経営への親の参加とはそれ自体「教育の民主化」の一つの内容であると同時に、「教育の民主化」の担い手である親の資質を高める「訓練」でもあるという、ダイナミックな二重の過程だったのである。

以上に概観したように学校経営への参加については、3人の見解に微妙な相違がある。しかし、教育の目標、方針、カリキュラムなど学校教育の内的事項の中心部分への親参加＝教育権の行使は共通に是認され、また「行使」の方法として PTA での話し合いを是としていることも共通である(小林も「胸襟をひらいて話し合い」と強調している)。したがって同書は、第1次使節団報告書→CIE 資料→極東委員会の流れの発展である文部省「父母と先生の会」委員会の PTA 観を、敷衍し、さらに発展させたものであるといえよう。

文部省内 PTA 研究会と時事通信社共編の『PTA 読本』(時事通信社 昭和23年9月5日)は、同書が広く PTA 会員の「手引となり、相談相手となる」(「はしがき」)ことを期待して出版されたものだったが、はたしてよき相談相手となったかどうか疑問の書である。なぜなら、一方では当時の一般の論調と同様、親を教育の主体に位置づけ PTA を教育民主化の基盤としながらも、他方、具体的な論述では、PTA の機能や親参加をきびしく制限あるいは否定するという論旨の混乱があったからである。執筆者が全員、文部省にあって日本の PTA の発足を準備した人びと<sup>14)</sup>だったから、当時、連合国・CIE・文部省に伏在していた PTA 観の不一致や矛盾がそのまま反映して、論旨の混乱となったのかもしれない。たとえば原理の章(「PTA とは何か」)を執筆した小和田武紀は、「一、PTA の必要」の節で

PTA は民主教育の基盤である。(p.20)

教育民主化の基盤として PTA の結成の必要がある。従来(略)教育は「お上」のものという観念があり、事実そうであった。ところが、民主社会では、学校はその土地に住んでいる人々が自らの力で設置し、その

